

お申込み前に必ずお読みください。

重要事項説明書

本書面は電気事業法第2条の13の規定に基づき、電気需給契約の締結にあたり重要な事項を記載したものです。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面およびライトエナジー公式サイトへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。十分ご理解いただきますようお願いいたします。

◆お申込みについて

- ライトエナジーの電気需給契約にお申込みされる場合は、ライトエナジーお申込みフォームにて必要事項をご入力し、お申込みください。
- 以下のすべての条件に該当するお客さまが電気需給契約の対象者となります。
 - ①契約電力50kW未満の低圧契約であること
 - ②沖縄電力管轄エリア、離島以外の電気供給であること
 - ③ライトエナジーの電気需給約款に承諾いただけること
- ただし、現在の契約容量によってはお申込みいただけない場合がございます。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続は、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続を進めることが可能となります。

◆供給開始時期

- 電気需給契約締結後、お客さまが現在契約されている小売電気事業者との解約や一般送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した後に供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。
- お引越(転入)に伴う契約の場合は、原則としてお客さまの希望日より供給が開始いたしますが、お申込みのタイミングによって、一般送配電事業者との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが間に合わない可能性がございますので、ご了承ください。
- 需給開始予定日は、書面、電子メール、インターネット上での開示等その他当社が適当と判断した方法でお客さまにお知らせいたします。

◆料金について

- 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料調達調整費、容量拠出金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 料金単価については、下記URLよりご確認ください。
(<https://right-energy7.com/charges.html>)

◆電気料金の算定

- 電気料金の算定期間は原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。
- 契約開始月の算定期間は、供給開始日から直後の検針日前日とします。
- 契約解約月の算定期間は、直前の検針日から供給解約日前日とします。
- 一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- 使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器により計量します。
- 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

◆解約・変更手続およびそれに係る料金

- お客さまが解約・変更を希望される場合は、15日前までにライトエナジーカスタマーサポートへお知らせください。変更内容については、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 最低利用期間までの解約、または契約期間の更新月以外での解約の場合、契約解除料が発生します。
- ただし、以下のいずれかの条件において、解約手続き時に申し出があった場合契約解除料は発生しません。
 - ①移転に伴い解約される場合に、移転先でライトエナジーを継続利用される場合
 - ②移転先がライトエナジー未提供エリアの場合
 - ③移転先で既に同一名義でライトエナジーをご利用頂いている場合
 - ④その他お客さまの責に帰さない事由でかつ、当社が承諾した場合

1年契約プラン契約解除料	20,900円(不課税)
3年契約プラン契約解除料	10,450円(不課税)

◆料金の支払い方法・支払期日

- 電気料金については毎月、工事費等についてはそのつど、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。
- お支払い方法は、クレジットカード払いに限らせていただきます。
- お支払い期日は当社がお客さまに別途通知する日といたします。当該支払期日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。
- 毎月の電気料金と使用量はライトエナジー公式サイト上のリンクから遷移いただけるお客様マイページでご確認いただけます。
- 請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- 一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。
- 契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について、年14.6パーセントの割合を乗じて算定した延滞利息および延滞通知手数料(330円(税込))を電気料金とあわせて請求させていただきます。

◆当社からの契約の解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨を解約の15日前にお知らせいたします。
 - ①料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ②電気料金以外の電気需給約款によって支払を要することとなった債務(延滞利息、延滞通知手数料等、その他電気需給約款から生じる金銭債務)を支払われない場合
 - ③契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ④その他、電気需給約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合
- お客さまが、当社に通知なく移転され、電気の使用がないことが明らかなる場合は、契約を解約いたします。

◆当社からの契約の変更

- 当社は、法令・条例・規則等の改正により電気需給約款の変更の必要が生じた場合や、その他当社が必要と判断した場合は、電気需給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他供給条件は変更後の電気需給約款によります。
- 電気需給約款の変更にもなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①ライトエナジー公式サイトに記載する方法その他当社が適切と判断した方法により行うこと
 - ②供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明、記載すること
 - ③契約変更後の書面交付を行う場合には、当社の名称・住所、お客さまとの契約年月日、供給地点特定番号および当該変更をした事項のみ記載すること
- 電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまわらない内容の場合は、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付は、変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること
 - ②契約変更後の書面交付をしないこと

◆書面交付

- 契約後のご契約内容が記載された書面の交付については、申込みフォームへご記載いただきましたメールアドレス宛てへお送りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 別途書面での交付をご希望される場合は、申込みフォームの備考欄に、送付先住所も併せてご記載ください。

◆違約金および設備賠償金

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として支払っていただきます。
- 免れた金額は、当社が定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工事との合計額を賠償していただきます。

◆スマートメーターへの取替え

- お客さまから当社へのお申込み完了後、スマートメーターが設置されていないお客さまは、一般送配電事業者によりスマートメーターへの取替を実施いたします。原則として、取替えに伴う工事費等費用は発生しませんが、停電を伴う作業になる場合がございますのであらかじめご了承ください。

◆その他工事費等に関する費用

- 一般送配電事業者から、お客さまへの電気の供給に伴う工事費等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合、お客さまにその費用を負担していただきます。
- お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から工事費負担金等の請求を受けた場合、お客さまにその費用を負担していただきます。

◆電気の供給に関するお客さまへのお願い

- お客さまへの電気供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項をお客さまにて遵守していただきます。
- ①一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には一般送配電事業者に通知すること
- ②電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または一般送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること
- ③お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること
- ④電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担に必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと

◆その他

- 一般送配電事業者の指示や災害の発生時により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約解約に際し、ポイント失効や契約解除料発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 契約期間中に得た匿名加工情報（供給地点の郵便番号、30分電力量）を利用することをあらかじめ承諾していただきます。これらの情報を加工した統計・分析データ等について、ウェブサイトや新聞その他各種媒体に掲載・転載その他の事業活動に利用することがあります。
- 匿名加工情報の作成および第三者提供は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。

◆個人情報の取扱いについて

- 契約時、本人確認書類の画像データをご提出いただきます。
- 契約手続時に得たお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電気供給に必要な範囲で一般送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。
- お客さまが、当社の電気需給約款によりお支払いいただくことが必要となった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してもなおお支払いが確認できない場合等には、お客さまの氏名、住所、お支払い状況等の情報を債権を譲渡した債権譲渡先や他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

◆最低利用期間・契約期間

- 1年契約プランをご契約の場合、最低利用期間は、供給開始日から起算し、1年間といたします。
- なお、最低利用期間までの間に解約される場合には、契約解除料20,900円（不課税）が発生します。
- 3年契約プランをご契約の場合、契約期間は、供給開始日から起算し、3年間といたします。契約期間満了後は、同一条件にて3年ごとの自動更新となります。
- なお、3年契約プランの更新月（37か月目）以外で解約される場合には、契約解除料10,450円（不課税）が発生します。2回目以降も同様に、更新月（73か月目、109か月目等）以外で解約される場合も契約解除料が発生します。

◆反社会的勢力の排除

- お客さまには、自己が暴力団、暴力団員、暴力関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約いただくものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は事前に通知せずに、お客さまとの電気需給契約を解約することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
- ①自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと
- ②自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し、暴力的行為、詐術、脅迫等言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと

【クーリング・オフのお知らせ】

1. お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(電子メール等)により無条件で申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、お客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
2. この場合、お客さまは、
① 損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。
② すでに役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価その他の金銭の支払いを請求されることはありません。
③ すでに当該契約に関連して金銭（対価の一部又は全部等）を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
④ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現況が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は事業者が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

小売電気事業者の名称および住所・お問合せ先

小売電気事業者：ワイズテレコム株式会社（登録番：A0545） 本社：〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-306 大阪駅前第3ビル3階	
メールによるお問い合わせ	customer@r-engy.com
Webによるお手続き・お問合せ	https://right-energy7.com/contact/
ライトエナジー公式サイト	https://right-energy7.com/
電話によるお問合せ 【受付時間】 平日：09：00～18：00	ライトエナジー カスタマーサポート ☎ 0120-11-5858

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。
※記載内容は2025年4月1日時点のものであり、ライトエナジー公式サイトへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。